

平成28年度改定「医科診療報酬点数と早見表」の追補について(第8報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・平成28年10月31日 保医発1031第2号 検査料の点数の取扱いについて
- ・平成28年11月17日 医療課事務連絡 平成28年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
196	右	下から11行目	<p>B001 特定疾患治療管理料</p> <p>15 慢性維持透析患者外来医学管理料</p> <p>(1) 安定した状態にある慢性維持透析患者について、特定の検査結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定し、本管理料に含まれる検査の点数は別途算定できない。なお、安定した状態にある慢性維持透析患者とは、透析導入後3か月以上が経過し、定期的に透析を必要とする入院中の患者以外の患者をいう(ただし、<u>結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(結核病棟及び精神病棟に限る。)、有床診療所入院基本料、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期入院医療管理料、精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料、有床診療所療養病床入院基本料及び地域移行機能強化病棟入院料を算定する場合における</u>入院中の患者の他医療機関への受診時の透析を除く。)。なお、診療録に特定の検査結果及び計画的な治療管理の要点を記載する。</p> <p>(2)～(11) 略</p>	<p>B001 特定疾患治療管理料</p> <p>15 慢性維持透析患者外来医学管理料</p> <p>(1) 安定した状態にある慢性維持透析患者について、特定の検査結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定し、本管理料に含まれる検査の点数は別途算定できない。なお、安定した状態にある慢性維持透析患者とは、透析導入後3か月以上が経過し、定期的に透析を必要とする入院中の患者以外の患者をいう(ただし、<u>第2部通則5の(6)のアからウまでのただし書に規定する</u>入院中の患者の他医療機関への受診時の透析を除く。)。なお、診療録に特定の検査結果及び計画的な治療管理の要点を記載する。</p> <p>(2)～(11) 略</p>	字句修正
244	右	下から23行目	<p>B008 薬剤管理指導料</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 薬剤管理指導料の「1」は、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻止剤(<u>内服薬に限る。</u>)、ジギタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤(注射薬に限る。)、精神神経用剤、糖尿病用剤、膵臓ホルモン剤又は抗HIV薬が投薬又は注射されている患者に対して、これらの薬剤に関し、薬学的管理指導を行った場合に算定する。なお、具体的な対象薬剤については、その一覧を厚生労働省のホームページに掲載している。</p> <p>(3)～(9) 略</p>	<p>B008 薬剤管理指導料</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 薬剤管理指導料の「1」は、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻止剤、ジギタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤(注射薬に限る。)、精神神経用剤、糖尿病用剤、膵臓ホルモン剤又は抗HIV薬が投薬又は注射されている患者に対して、これらの薬剤に関し、薬学的管理指導を行った場合に算定する。なお、具体的な対象薬剤については、その一覧を厚生労働省のホームページに掲載している。</p> <p>(3)～(9) 略</p>	字句挿入

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
392	右	下から9行目	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(6) 略 <u>(7) 百日咳菌核酸検出</u> <u>ア 百日咳菌核酸検出は、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「7」HCV核酸検出、HPV核酸検出、HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床診断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法により測定した場合に算定できる。</u> <u>(8)～(21) 略</u></p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(6) 略 <u>(新設)</u> <u>(7)～(20) 略</u></p>	字句挿入
935	右	上から12行目	<p>調剤報酬点数表 10 薬剤服用歴管理指導料 (28) 特定薬剤管理指導加算 ア 略 イ 特に安全管理が必要な医薬品とは、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻止剤<u>(内服薬に限る。)</u>、ジギタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤(注射薬に限る。)、精神神経用剤、糖尿病用剤、膵臓ホルモン剤及び抗HIV薬をいう。なお、具体的な対象薬剤については、その一覧を厚生労働省のホームページに掲載している。 ウ～エ 略</p>	<p>調剤報酬点数表 10 薬剤服用歴管理指導料 (28) 特定薬剤管理指導加算 ア 略 イ 特に安全管理が必要な医薬品とは、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻止剤、ジギタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤(注射薬に限る。)、精神神経用剤、糖尿病用剤、膵臓ホルモン剤及び抗HIV薬をいう。なお、具体的な対象薬剤については、その一覧を厚生労働省のホームページに掲載している。 ウ～エ 略</p>	字句挿入